

(5) 家庭における感染症対策の依頼（家庭に持ち込まない行動を意識する。）

令和2年12月14日付け東京都教育委員会通知「年末年始における新型コロナウイルス感染症対策について」のとおり。

ア 「三密」の回避、正しい手洗い、咳エチケットの励行について指導するとともに、冬季休業中も、適宜、検温等の健康観察を行うよう保護者に協力依頼をする。必要に応じて、別添「健康観察記録用紙」を活用する。

イ 家族に何らかの症状が見られる場合は、「杉並区受診・相談センター」へ相談の上、同居家族がPCR検査を受けることになった場合は、児童生徒を無理させず休養させる。詳細は、別紙「保育園・子供園・学校等に通う児童生徒の同居者がPCR検査を受けた場合の登園・登校の考え方（学務課・保育課・保健予防課）」参照。

ウ 万が一、児童生徒が感染者や濃厚接触者となった場合は、遅滞なく学校へ連絡を入れるよう保護者へ周知する。校長は迅速に教育委員会へ報告する。

エ 十分な換気をする。

オ 手が触れる場所などの消毒をする。

カ タオルなどを共用しない。

キ 都外、都内への不要不急の外出は避ける。

ク 年末年始の帰省は時期をずらすことなども検討してもらう。

ケ 買い物などで外出する場合でも、人数や時間は最小限とする。

コ 体調が悪い方や重症化リスクの高い高齢者や基礎疾患のある方は、会食を極力控えてもらう。

サ 同居している家族についても会食などへの参加を控え、外出先からの帰宅時には、手洗いや消毒などを徹底する。

東京都教育委員会 「新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（依頼）」より

3 家庭における感染症対策の依頼（家庭に持ち込まない行動をお願いします）

(1) 家庭における感染症予防策の徹底

○3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット（マスクの着用）

○毎朝検温、健康観察（家族に何らかの症状が見られる場合は児童・生徒等を無理せず休養 ※この場合、各学校においては、児童・生徒等の学習の保障を図ること。）

○十分な換気

○手が触れる場所などの消毒

○タオルなどを共用しない。

○20時以降の不要不急の外出は避ける。

○不要不急の都県境をまたぐ移動は自粛し、1月9日からの三連休もステイホームする。

○買い物などで外出する場合でも、人数や時間は最小限とする。

○体調が悪い方や重症化リスクの高い高齢者や基礎疾患のある方は、会食を極力控える。

○同居している家族についても会食などへの参加を控え、外出先からの帰宅時には、手洗いや消毒などを徹底する。